

北広島町省エネ機器買替等補助金について

1. 目的

電力・ガス・物価高騰の影響を大きく受けた町民や町内中小事業者に対して、経済的負担を軽減するとともに、ゼロカーボンタウンの実現に向け、省エネ性能の高い家電への買い替え等に対して支援します。

2. 事業概要

現在実施しているゼロカーボンタウン推進加速化事業の中で、募集停止となった設備（事業所向け高効率空調機器、個人向け高効率給湯機器）、新規購入設備や新たな省エネ機器の買替えなどを本事業の対象として、次のとおり実施します。

3. 事業対象期間

令和5年7月4日から令和6年1月31日までの間に事業が完了したものが対象となります。

※予算上限に達した時点で終了します。

4. 補助金額及び補助対象事業の内容

別表のとおり

5. 補助対象事業の要件

(1) 申請を行う方の要件

- ア) 北広島町に住民登録がある住民が居住する住宅及び同一敷地内（敷地内の建築物を含む）、又は町内に事業所を有する中小企業者が使用している事業所及び同一敷地内で補助対象事業を行うこと。
- イ) 令和5年7月4日以降に購入、又は補助対象事業の設置に着手し、当該年度の1月末日までに事業完了していること。
- ウ) 申請者又は使用者に町税その他町の徴収金の滞納がないこと。
- エ) 申請者（事業者の場合は役員及び従業員を含む）が、広島県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

(2) 設置する設備等の要件

- ア) 町内に所在する店舗で購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したものを除く。）であること。ただし、事業所に対象機器を設置・購入する場合は、町外に所在する店舗等で購入した新品も対象とする。
- イ) リース及びレンタルによるものは対象外とする。
- ウ) 既存機器等を買替えるために設置する場合は、廃棄する旧家電と同一品目であること。
- エ) 対象機器等は、商品化され導入実績があり、製造事業者による製品保証があること。
- オ) 令和5（2023）年7月4日以降に購入し、設置したものであること。
- カ) 国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受けていないこと。

- (3) 設置に工事を要する機器については、機器の性能や安全性を確保するため、当該機器の製造、販売又は設置等を生業とする専門の事業者が行うこととし、材料の購入のみの事業や専門の技能を有しない者による施工（DIY）等による事業は対象外とします。

6. 補助対象経費

補助対象経費は、機器の購入及び設置に要した費用とし、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料とします。ただし、次の費用は除きます。

- (1) 既存機器の撤去及びリサイクル処理に係る費用

- (2) 消費税及び地方消費税
- (3) クーポン券や代金還元（キャッシュバック）等で割引された額

7. 問合せ・申請窓口

(1) 問合せ・申請先

北広島町 環境生活課 環境管理係

- ・受付時間：平日 8時30分～17時00分
- ・住所：〒731-1595
広島県山県郡北広島町有田1234番地
- ・電話：050-5812-1861
- ・電子メール：enecon@town.kitahiroshima.lg.jp
(※電子メールでの申請は、添付資料の容量を10MB以内としてください)

<問合せ方法>

相談は電子メール及び電話でお受けいたします。電子メールでご相談の場合は、電話で返答させていただきます可能性もありますので、必ず電話番号を記載ください。

役場窓口にお越しになる場合は、窓口の混雑を回避するため、事前にご連絡をお願いします。

<申請時の注意事項>

(1) 申請書の入手方法

北広島町環境生活課（省エネ機器買替等補助金について）のホームページからダウンロードしてください。

(2) 申請受付期間

令和5年10月16日（月曜日）～令和6年1月31日（水曜日）

※先着順で、順次採択を行います。申請書等がそろっていない場合は、受付ができません

申請書等は郵送（書留等）、環境生活課受付窓口、又は電子メールにより提出してください。郵送の場合は、申請締切日に必着とします。

支所窓口で書類をお預かりすることもできますが、記載内容や添付書類の確認は環境生活課受付窓口に着後に開始し、不備等がなければ受付を行います。

(3) 申請書等の確認と訂正

申請受付後、書類の確認を行います。後日、担当者より連絡いたしますので、必要に応じて訂正を行い、差し替え書類を送付してください。

なお、一度提出された書類は返却できませんので、必ず提出前に、申請書等のコピーをとり、手元に残してください。

8. 事業者について

この事業は、省エネ機器買い替えや新規購入、設備導入を行う個人は、町内に所在する店舗からの購入設置を対象としております（事業所は町外事業者からの購入設置可。）ので、特に届出等の事業者登録は行いません。

9. 事業実施後の注意事項

(1) 取得財産の管理

補助金の交付を受けて取得した対象機器及び設備を、善良な管理者の注意をもって管理し、その

効率的な運用を図ってください。

(2) 財産処分の制限等

申請者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る）について、法定耐用年数期間内に、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、転売など譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。やむを得ず、処分する場合は、必ず、事前に環境生活課にご相談ください。

(3) 帳簿等の保管

申請者は、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付決定を受けた日に属する年度の翌年度から5年間保管してください。

(4) その他

この申請は、事業後の申請のため、補助対象機器に該当するかどうか販売店で必ず確認をしてください。

10. 提出書類チェックリスト

全ての提出書類のサイズは、A4（又はA3を折り込む）にそろえてください。

様式第1号交付申請書の裏面のチェックリストに沿って書類の確認を行ってください。

別 表

○補助対象機器

補助対象機器 (品目)	耐用年 数	住宅	事業所
蓄電池設備 (単体設置) (定置型)	6	補助率 蓄電池の1/2 上 限 50万円/件	補助率 蓄電池の1/2 上 限 500万円/件
充電設備(充放電 設備含む) (単体設置)	6	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付要綱に基づく蓄電池システム、性能表示基準、安全基準、震災対策基準、保証期間等の基準を満たすこと。 ※以下の限度額を超える事業は補助の対象としない 4,800Ah・セル未満：15.5万円/kWh(税抜き) 4,800Ah・セル以上：19万円/kWh(税抜き)	
高効率空調機器	6	電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車(CEV補助金の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。)の電力供給可能となるよう措置されていること。 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う「充電設備・V2H充放電設備・外部給電器補助金」の対象充電設備を対象とし、補助対象となる費用は、同補助金の要綱に準じて取り扱う。	補助率 1/2 上 限 一般社団法人次世代自動車振興センターが公表する型式ごとの補助上限額
		日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率が113%以上(目標年度:2010年度)のもの または、 日本産業規格(JIS規格)C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上(目標年度:2027年度)のもの 補助率 1/3 上 限 10万円/件	住宅と同条件の機種の場合 補助率 1/3 上 限 40万円 その他業務用機種の場合 経済産業省資源エネルギー庁 (一般財団法人環境共創イニシアチブ)省エネルギー投資促進事業中「C指定設備導入事業」に示す補助対象設備(高効率空調) 補助率 1/3 上 限 300万円/件
		上記に加えて北広島町ゼロカーボンタウン推進加速化事業に準じて機器更新前と比較してCO2削減量が30%を超える場合 補助率 1/2 上 限 10万円/件	上記に加えて住宅と同条件の機種で、北広島町ゼロカーボンタウン推進加速化事業に準じて機器更新前と比較してCO2削減量が30%を超える場合 補助率 1/2 上限40万円 その他業務用機種の場合 経済産業省資源エネルギー庁 (一般財団法人環境共創イニシアチブ)省エネルギー投資促進事業中「C指定設備導入事業」に示す補助対象設備(高効率空調)

			補助率 1/2 上 限 300万円/件
高効率給湯機器 ガス湯水機器 石油温水機器	6	日本産業規格 (JIS 規格) C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上 (目標年度: 2025年度) のもの 補助率 1/3 上 限 50万円/件	住宅と同条件の機種の場合 補助率 1/3 上 限 50万円 その他業務用機種の場合 経済産業省資源エネルギー庁 (一般財団法人環境共創イニシアチブ) エネルギー投資促進事業中「C 指定設備導入事業」に示す補助対象設備 (業務用給湯機器) 補助率 1/3 上 限 300万円/件
		上記に加えて、北広島町ゼロカーボントウン推進加速化事業に準じて機器更新前と比較してCO2削減量が30%を超える場合 補助率 1/2 上 限 50万円/件	上記に加えて住宅と同条件の機種で、北広島町ゼロカーボントウン推進加速化事業に準じて機器更新前と比較してCO2削減量が30%を超える場合 補助率 1/2 上 限 50万円 その他業務用機種の場合 経済産業省資源エネルギー庁 (一般財団法人環境共創イニシアチブ) 省エネルギー投資促進事業中「C 指定設備導入事業」に示す補助対象 補助率 1/2 上 限 300万円/件
電気冷蔵庫 電気冷凍庫	6	日本産業規格 (JIS 規格) C9901 に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上 (目標年度: 2021年度) のもの (電気冷蔵庫・電気冷凍庫) 補助率 1/3 上 限 10万円/件	住宅と同条件の機種の場合 補助率 1/3 上 限 10万円 その他業務用機種の場合 経済産業省資源エネルギー庁 (一般財団法人環境共創イニシアチブ) エネルギー投資促進事業中「C 指定設備導入事業」に示す補助対象設備 (冷凍冷蔵設備) 補助率 1/3 上 限 100万円/件
電気式生ごみ処理機	5	○電気式生ごみ処理機 ○電力を用いて加熱乾燥、かくはん等を行うことにより、生ごみを減量または堆肥化する機器で可搬式のもの。	補助率 1/3
		補助率 1/3	補助率 1/3

		上 限 3万円	上 限 30万円
電動アシスト自転車	5	型式認定の TS マークを取得しているなど、道路交通法などに規定されている基準に適合しているもの 購入設置時に自転車損害賠償保険等に加入すること（又は加入予定） 補助率 1/2 上 限 5万円/件	型式認定の TS マークを取得しているなど、道路交通法などに規定されている基準に適合しているもの 購入設置時に自転車損害賠償保険等に加入すること（又は加入予定） 補助率 1/2 上 限 5万円/台（10台まで）

住宅用

【高効率空調機器、高効率給湯機器、電気冷蔵庫、電気冷凍庫】

※経済産業省資源エネルギー庁

[省エネ型製品情報サイト \(https://seihinjyoho.go.jp\)](https://seihinjyoho.go.jp)

事業所用

【高効率空調機器、高効率給湯機器、電気冷蔵庫、電気冷凍庫】

※経済産業省資源エネルギー庁（一般財団法人環境共創イニシアチブ）

省エネルギー投資促進事業

令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業 指定設備の補助対象設備一覧

<https://sii.or.jp/shitei04r/search/maker?tab=maker&category=craft#search>

【充電設備・V2H充放電設備（単体）、CEV補助金対象車両】

※一般社団法人次世代自動車振興センター

○CEV補助金対象車両

[R4ho_meigaragotojougen_2.pdf \(cev-pc.or.jp\)](#)

○充電設備補助金交付上限額等

[r04ho_juden_jougen_meigara.pdf \(cev-pc.or.jp\)](#)

○V2H充放電設備補助金交付上限額等

[R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf \(cev-pc.or.jp\)](#)